

公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道施設に係る工事等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道施設に関する工事及び公共下水道施設の維持（以下「承認工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(事前協議)

第2条 承認工事を申請する者（以下「申請者」という。）は、第4条に定める申請に先立ち、名古屋市上下水道局長（以下「局長」という。）と協議するものとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項の規定に基づき、局長と協議を行う場合は、この限りではない。

2 申請者は、前項本文の協議を行うに当たって、施行協議書（様式1）に工事内容が分かる図書等を添付して局長に提出するものとする。

(事前協議に対する回答)

第3条 局長は、前条に定める施行協議書の提出を受けた場合は、速やかに協議を行い、当該協議の結果を申請者に対して書面にて回答するものとする。

2 局長は、前項の協議において事前の指導を求められたとき及び局長が必要と判断したときは、承認工事に際して必要となる公共下水道施設に対する防護その他の必要な措置について指導を行うものとする。ただし、申請者が指導を明確に拒否する場合は、この限りではない。

(申請)

第4条 申請者は、承認工事を行おうとする場合は、公共下水道施設工事施行承認申請書（様式2）に必要な図書を添付して局長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合又は局長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(審査及び決定)

第5条 局長は、前条の規定による申請が到達したときは、承認工事の必要性、技術的な適正、施行能力等を審査の上、速やかに承認の可否及び条件を決定し、承認不承認決定通知書（様式3）を申請者に交付するものとする。

(審査基準)

第6条 前条に規定する承認工事の技術的な適正審査は、次の各号に掲げる事項等について、申請図等の調査及び現地調査等により行うものとする。

- (1) 法、名古屋市下水道条例（昭和 22 年条例第 35 号）その他関連する法令に違反していないこと。
 - (2) 公共下水道として、名古屋市公共下水道事業計画書、下水道用設計積算基準、土木工事共通仕様書（共通編）、土木工事共通仕様書（下水道編）、標準構造図（下水道編）その他局長が必要と認める基準等に基づいて適正に設計されていること。
- 2 前条に規定する施行能力の審査は、申請者、下請負人、その他の承認工事を実際に施行する者が当該承認工事の規模に応じた技術的能力等を有するかについて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム等によって行うものとする。

（標準処理期間）

第 7 条 第 5 条に規定する公共下水道施設工事施行承認申請書の到達した日から承認不承認決定通知書の交付までの標準処理期間は、40 日とする。

（条件）

- 第 8 条 局長は、第 5 条の規定に基づき承認を可とする決定（以下「承認決定」という。）を行う場合には、法第 33 条の規定に基づき、別表に規定する条件を付すものとする。
- 2 局長は、承認決定を行う場合には、当該工事の内容等に応じ、別表に規定する条件を修正し又は別表に規定する条件以外の条件を付すことができる。

（完成義務）

- 第 9 条 申請者は、申請した工事期間内に当該承認工事を完了させなければならない。ただし、局長がやむを得ないと判断する場合であって、次の各号の一に該当するときは、申請を取り下げることができる。
- (1) 工事着手前であるとき。
 - (2) 工事着手前の状態に回復したとき。
 - (3) その他申請を取り消しても局の事業に支障がないとき。
- 2 申請者は、前項の規定により承認工事の申請を取り下げるときは、局長に対し、書面により取り下げの申請を行わなければならない。
- 3 申請者は、承認工事の内容を変更するときは、第 4 条の規定の例により申請しなければならない。ただし、局長が特に必要がないと認める場合については、この限りではない。
- 4 局長は、前 2 項に規定する申請が到達したときは、速やかに申請者に対して書面にて回答するものとする。

（承認工事の着手）

第 10 条 申請者は、承認工事の着手時に、着手届、工事工程表、主任技術者届、下請負届、

緊急連絡体制表、施行計画書、設計図その他局長が指示する書類を提出しなければならない。ただし、局長が特に必要がないと認める場合は、その書類の提出を省略することができる。

(維持管理)

第 11 条 申請者は、承認工事の期間中、承認工事にかかる公共下水道施設の維持管理を適切に行わなければならない。

(立会い)

第 12 条 申請者は、承認工事の施行に際して、局の職員の立会いを求めることができる。この場合、申請者は、当該立会いを要する箇所の施行をする前に局長に依頼するものとする。

2 局長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、局職員の立会い又は工事写真の提出その他の必要な措置を求めることができる。この場合、申請者は正当な理由なく当該立会い等を拒んではならない。

(承認工事の完了)

第 13 条 申請者は、承認工事を完了したときは、直ちに完了届、竣功報告書（様式 4）、竣功図書一式、工事記録写真その他局長が指示する書類を局長に提出するとともに、局職員の完了検査を受けなければならない。

2 局長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、速やかに完了検査を行い、工事が適正に完了したと認めたときは、完成確認通知書（様式 5）を申請者に対し交付するものとする。

3 局長は、前項の完了検査の結果、不備があると認めた場合その他必要があると判断した場合は、申請者に対し修補等必要な措置を命じることができる。この場合においては、当該必要な措置の完了を承認工事の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

4 申請者は、第 2 項に規定する完了検査を受け、工事が適正に完了したと認められた公共下水道施設を、無償で局長に引き渡すものとする。

(監督処分)

第 14 条 局長は、承認工事に際して、申請者が法令等又は第 8 条に基づき付された条件に違反した場合等は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、承認の取消し、条件変更、行為の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。

(費用負担)

第 15 条 承認工事の施行にかかる費用は、全て申請者の負担とする。

- 2 承認工事に伴う他企業埋設管に係る協議、支障移設等は全て申請者が行い、これにかかる費用は、全て申請者の負担とする。

(損害賠償)

第 16 条 申請者は、承認工事の施行にあたり公共下水道施設もしくは道路施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保)

第 17 条 局長は、承認工事にかかる公共下水道施設に瑕疵がある場合には、申請者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、局長が第 13 条第 4 項に規定する引渡しを受けた日から 10 年以内に行わなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に提出されている「公共下水道付近地掘削協議書」、「施工協議書」、「公共下水道施設築造工事等施工承認申請書」、「公共下水道施設維持工事(作業)施工承認申請書」、「公共下水道への下水排出の同意について」、「下水道施設築造工事等施工承認申請書」に基づく承認工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

- 1 承認工事の施行に際して、下水道法、名古屋市下水道条例、その他関連法令を遵守するとともに、土木工事共通仕様書（共通編）、土木工事共通仕様書（下水道編）その他局長が必要と認める基準等に基づいて適正に施工すること。
- 2 着手時に、着手届、工事工程表、主任技術者届、下請負届、緊急連絡体制表、施行計画書、設計図その他局長が指示する書類を提出すること。
- 3 使用する資材は、局長の認定する規格品又はこれと同等以上のものとし、事前に局長の承認を得ること。
- 4 当該承認工事（公共下水道の維持を除く。）の主任技術者又は監理技術者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。）第15条に規定する資格を有する者とする事。
- 5 道路占用許可申請を局長が行う場合は、局長と事前に協議するとともに、申請に必要な資料を作成すること。また、道路占用完了届に必要な資料を、工事完了後速やかに局長に提出すること。
- 6 道路使用許可申請は申請者が行い、工事施行前に局長に道路使用許可証の写しを提出すること。なお、当該申請を行う前に局長と協議すること。
- 7 工事用排水（工事に伴う雨水、湧水、地下水等をいう。）を公共下水道に排出する場合には、「工事用排水を下水道に排出する場合の事務取扱いについて」に基づき、別途、局長に対して申請すること。
- 8 承認工事の施行は、申請時に提出した図書等の内容どおりに行い、申請した工事期間内に完成させること。当該工事の内容を変更する場合は、その都度局長と協議したうえで、変更の申請を行うこと。
- 9 施行中は、毎週、局長に週間工事工程表を提出すること。
- 10 承認工事の施行に際して、局職員の立会いを求める場合は、当該立会いを要する箇所 of 施行を実施する前に局長に対して依頼すること。また、局長が必要と認めて局職員の立会い又は工事写真の提出その他の必要な措置を求めた場合は、正当な理由がある場合を除き、それに応じること。
- 11 承認工事の期間中、承認工事にかかる公共下水道施設について適切な維持管理を行うこと。
- 12 完了時は、完了届、竣功報告書、竣功図書一式、工事記録写真その他局長が指示する書類を提出し、局職員の完了検査を受けること。竣功図書一式は、局長が定める仕様書（施設平面図作成基準（下水道工事）、電子竣功図書作成基準（下水道工事）等）に基づいて作成すること。
- 13 完了検査の結果、局長が不備があると認めた場合その他必要があると判断した場合は、局長の指示に従い修補等必要な措置を講じたうえで、再度完了検査を受けること。
- 14 局長の完了検査を受け、工事が適正に完了したと認められた公共下水道施設を、無償で局長に引き渡すこと。

15 承認工事の施行にかかる費用は、全て申請者が負担すること。また、承認工事に伴う他企業埋設管に係る協議、支障移設、測量標保全、舗装復旧等は全て申請者が行い、これにかかる費用は、全て申請者が負担すること。

16 承認工事の施行にあたり公共下水道施設もしくは道路施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

17 承認工事にかかる公共下水道施設に瑕疵があった場合は、引渡しの日から 10 年間、当該瑕疵について修補又は損害賠償責任を負うこと。

18 その他承認工事に関し局長から特に指示があった場合は、当該指示に従うこと。

様式1（第2条関係）

施 行 協 議 書

平成 年 月 日

（宛先）名古屋市上下水道局長

申請者 住所
氏名 印
電話

次のとおり、公共下水道施設の取り扱いについて協議します。

工 事 名	
施 行 場 所	
工 事 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 （公共下水道施設工事の工期ではなく、事業全体の工期を記載すること。）
施 行 内 容	
添 付 図 書	
担 当 者	TEL

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

公共下水道施設工事施行承認申請書

平成 年 月 日

(宛先) 名古屋市上下水道局長

申請者 住所
氏名 印
電話

次のとおり、公共下水道施設に関する工事等を施行したいので承認下さるよう申請します。

工事を必要とする理由	
工 事 名	
施 行 場 所	
工 事 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (公共下水道施設工事の工期ではなく、事業全体の工期を記載すること。)
施 行 内 容	
添 付 図 書	
担 当 者	TEL
施 行 業 者	

承認不承認決定通知書

平成 年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

平成 年 月 日付提出のありました、公共下水道施設工事施行承認申請書につきまして、

- { 下記の条件を付して、承認しますので通知します。
下記の理由により、不承認としますので通知します。

工 事 名	
施 行 場 所	
施 行 内 容	
工 事 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
施 行 業 者	
承認に付す条件 又は不承認の理由	

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に名古屋市を被告として（上下水道局長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6月以内であっても、この処分又は裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

竣功報告書

平成 年 月 日

(宛先) 名古屋市上下水道局長

申請者 住所
氏名 印
電話

平成 年 月 日付 第 号 にて承認されました公共下水道施設に関する工事が完了しましたので報告します。

工事場所 名古屋市
工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
取付管の有無 有り 力所 無し
添付図書 ①本管竣工図 (一般平面図) 2部
②取付管位置図 2部

工事費			
工種	数量	金額	備考
合計金額			

完成確認通知書

平成 年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

工 事 名	
施 行 業 者	
完 了 検 査 日	
承認不承認 決定通知書番号	

上記工事については 年 月 日 工事の完成を確認した
ので通知します。